

# 熊本県大規模小売店舗立地法運用要項

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要項は、大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年10月16日政令第327号。以下「令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年6月10日通商産業省令第62号。以下「規則」という。）の規定に基づく届出等に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項に用いる用語の定義は、法、令、規則及び法第4条に規定する大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）の例による。

## 第2章 大規模小売店舗の新增設等の届出等

### (事前相談)

- 第3条 法第5条第1項、第6条第2項及び同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行うことを予定している者（以下「届出予定者」という。）は、その手続等を円滑に進めるため、届出を行うことを予定している内容について、県と事前に相談を行うものとする。
- 2 前項の場合において、届出予定者は、届出を行おうとする日の1月前までに、事前相談書（様式第1号）7部を、県商工振興金融課に対し、提出するものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、県は、必要と認めるときは提出部数を追加するよう求めることができる。
  - 4 県は、届出予定者に対して、第1項の事前相談を当該市町村と行うよう求めることができる。

### (新增設等の届出等)

- 第4条 法第5条第1項、第6条第2項及び同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行う者（以下「届出者」という。）は、規則で定められた届出書及び添付書類（様式第2号から第6号まで）10部を県商工振興金融課に対して提出するものとする。
- ただし、届出書及び添付書類に添付する図面については、前条第2項の規定により既に提出した事前相談書に添付した図面に変更がないときは省略することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、県は、必要と認めるときは提出部数を追加するよう求めることができる。
  - 3 届出者が、第1項の届出のうち変更に係る届出を行う場合の添付書類は、様式第2号から第6号までのうち変更事項に係るもののみとする。

### (届出の公告・縦覧)

- 第5条 県は、法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第6条第6項、第8条第6項及び第9条第3項の規定による公告は、県公報に登載して行う。
- 2 県は、法第5条第3項及び第8条第6項の規定による縦覧は、当該市町村を所管する地域振興局及び県商工振興金融課において行う。

### (軽微な変更)

- 第6条 届出者は、法第6条第4項ただし書の軽微な変更（以下「軽微変更」という。）として同条第2項に規定する届出を行う場合、当該届出を行おうとする日の1月前までに軽微変更申出書（様式第7号）1部を県商工振興金融課に提出するものとする。
- 2 県は、前項の規定による申出があったときは、届出の内容が軽微変更該当するか否かについて、届出者に対し通知するものとする。

(説明会の開催回数、場所等)

第7条 県は、規則第11条第1項に規定する説明会の開催回数を、当該市町村の意見を聴いたうえで、届出者に対して通知するものとする。

- 2 届出者は、法第7条第3項の規定により県の意見を聴く場合は、第3条第1項の届出と併せて行うものとし、県はこれに対する意見を前項の通知と併せて述べるものとする。
- 3 届出者は、説明会の日時及び場所を定めたときは、説明会の開催を予定する日の1週間前までに県商工振興金融課及び当該市町村へ、説明会開催計画書(様式第8号)をそれぞれ1部提出するものとする。

(説明会の開催公告)

第8条 届出者は、法第7条第2項の公告は、次の事項を記載して行うものとする。ただし、公告が規則第12条第2号の方法による場合は、第3号の事項については可能な限り記載するものとする。

- (1) 説明会の開催日時及び場所
  - (2) 法第5条第1項第1号から第4号までの事項及びその内容  
(変更の場合にあっては変更する事項及びその内容)
  - (3) 大規模小売店舗の所在地及び説明会開催場所を示した地図
- 2 届出者は、規則第12条第2号及び第3号による公告を行うことが不可能な場合に限って、説明会を開催しようとする日の25日前までに県商工振興金融課に県公報登載依頼書(様式第9号)1部を提出して、公告を依頼することができる。
  - 3 県は、前項の依頼があった場合において、公告を行うことが不可能であると認められる場合は、第1項各号に掲げる事項を県の公報に登載するものとする。
  - 4 規則第12条第2号に規定する日刊新聞紙は、少なくとも次項第2号で定める区域における購読部数の上位5紙とする。
  - 5 規則第12条第1項第3号の県が認める方法とは、次の各号に掲げるとおりとする。
    - (1) 出店等予定地内への掲示板の設置(説明会終了までの期間)
    - (2) 原則として、大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートル以内の区域を全て含む区域に対する次のいずれかの方法による周知  
前項に規定する日刊新聞紙へのチラシ折り込み  
直接全世帯、事業所その他の団体等へのチラシ配布  
その他第1項に掲げる事項が確実に周知できる方法

(説明会開催の省略)

第9条 届出者は、規則第11条第2項に規定する説明会の開催を省略し掲示をもって説明会に代えようとする場合は、法第6条第2項の規定による変更の届出を行おうとする日の1月前までに、掲示による説明会申出書(様式第10号)を県商工振興金融課に1部提出するものとする。

- 2 県は、前項の規定による申出があった場合、申出を認めるか否かについて、届出者に対し通知するものとする。
- 3 届出者は、前項の規定により掲示をもって説明会に代えることが認められた場合は、当該届出の縦覧期間中、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所において、届出等の要旨を掲示するものとし、掲示後10日以内に、説明会等実施状況報告書(様式第12号)を、県商工振興金融課へ1部、当該市町村へ1部提出するものとする。

(説明会における配布資料)

第10条 届出者は、法第7条第1項の説明会は、次に定める事項に関する資料等を配布のうえ行うものとする。

- (1) 届出の内容(法第5条第1項、第6条第2項及び同法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))の届出及び添付書類の内容又は概要)

(説明会開催不能の場合の措置)

第11条 届出者は、規則第13条第1項に基づき県の認定を受けようとする場合、同項に定める説明会を開催することができない事由が発生した日から10日以内に、説明会開催不能申出書(様式第11号)を県商工振興金融課に1部提出するものとする。

- 2 県は、前項の規定による申出があった場合は、申出を認めるか否かについて、届出者

に対し通知するものとする。

- 3 第8条第4項の規定は、規則第13条第2項第2号に規定する日刊新聞紙について準用する。
- 4 規則第13条第2項第3号の県が適切と認めるものとは、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 出店等予定地内への掲示板の設置(通知があった日から当該届出に係る縦覧期間)
  - (2) 次のいずれか一方の方法  
第8条第4項に規定する日刊新聞紙への掲載又は同条第5項第2号で定める区域へのチラシ折り込み  
第8条第5項第2号で定める区域への直接全世帯、事業所その他の団体等へのチラシ配布
- 5 届出者は、第3項の規定により説明会開催不能の認定を受けた場合は、代替措置の実施後10日以内に、説明会等実施状況報告書(様式第12号)を、県商工振興金融課へ1部、当該市町村へ1部提出するものとする。

(説明会開催状況報告)

第12条 届出者は、説明会開催後10日以内に、説明会等実施状況報告書(様式第12号)を、県商工振興金融課へ1部、当該市町村へ1部提出するものとする。

(意見書の提出)

- 第13条 法第8条第1項の規定による市町村の意見の聴取は、意見書(様式第13号)によるものとする。
- 2 法第8条第2項の規定により意見書を提出しようとする者は、意見書(様式第14号)を県商工政策課に郵送、持参又は県が適切と認める方法により提出するものとする。

(市町村等の意見の公告・縦覧)

- 第14条 法第8条第3項の規定による公告は、県公報に登載することにより行う。
- 2 法第8条第3項の規定による縦覧は、当該地域振興局及び県商工振興金融課において行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、県は、前条で提出された意見書のうち、個人情報の保持上必要と認められるもの又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について、法第8条第3項の規定による縦覧を行わないことができる。

(県の意見に対する変更の届出等)

- 第15条 届出者は、法第8条第4項の規定により県の意見が述べられたときは、意見が通知された日から1月以内に同条第7項の規定に基づく届出(添付書類を含む。)又は通知を行うものとする。
- 2 届出者は、県商工振興金融課に対して前項の届出又は通知を10部提出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、県は、必要と認める場合は提出部数を追加するよう求めることができる。
- 4 届出者は、やむをえない理由により、第1項の意見が通知された日から1月以内に届出又は通知を行うことができない場合は、同期間内にその理由及び届出又は通知を行おうとする時期を県に申し出るものとする。
- 5 届出者は、前項の届出は、県商工振興金融課に変更届出遅延理由書(様式第15号)1部を提出して行う。

(勧告に対する変更の届出等)

- 第16条 届出者は、法第9条第1項の規定による勧告を受けたときは、勧告が行われた日から1月以内に同条第4項の規定に基づく届出(添付書類を含む。)を行うものとする。
- 2 届出者は、県商工振興金融課に対して前項の届出10部を提出するものとする。
- 3 届出者は、やむをえない理由により、第1項の勧告が行われた日から1月以内に届出を行うことができない場合は、同期間内にその理由及び届出を行おうとする時期を県に申し出るものとする。
- 4 届出者は、前項の届出は、県商工振興金融課に変更届出遅延理由書(様式第15号)1部を提出して行う。

(公表)

第17条 県は、法第9条第1項の規定に基づく勧告を行った後、次の場合は、届出者からその理由を聴取することができる。

(1) 届出者が法第9条第4項の届出を行わない場合

(2) 届出者が提出した法第9条第4項の届出の内容が勧告に従っていないと認められる場合

2 県は、法第9条第7項の規定に基づく公表を行おうとするときは、届出者に公表の方法及び公表の予定日をあらかじめ通知するものとする。

3 県は、法第9条第7項に規定する公表は、県公報への登載等の方法により行うこととする。

第3章 小売業者等の変更の届出等

(小売業者等の変更の届出)

第18条 法第6条第1項の規定による届出を行う者は、県商工振興金融課に対して規則で定められた届出書を4部提出するものとする。

(廃止)

第19条 法第6条第5項の規定による届出を行う者は、県商工振興金融課に対して規則で定められた届出書を1部提出するものとする。

(承継)

第20条 法第11条第3項の規定による届出を行う者は、県商工振興金融課に対して規則で定められた届出書(添付書類を含む)を1部提出するものとする。

(届出の取り下げ)

第21条 届出者は、法第5条第1項、法第6条第1項、法第6条第2項、法第6条第5項、法第8条第7項、法第9条第4項、法第11条3項又は法附則第5条第1項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出を取り下げる場合、県商工振興金融課に対し取下げ書(様式第16号)を1部提出するものとする。

(報告)

第22条 法第14条第1項の規定により報告を求められた届出者及び同条第2項の規定により報告を求められた大規模小売店舗において小売業を行う者は、県商工振興金融課に対し報告書(様式第17号)を1部提出するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成16年12月24日から施行する。
- 3 この要項は、平成17年10月1日から施行する。
- 4 この要項は、平成19年12月17日から施行する。
- 5 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この要項は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号 事前相談書  
様式第2号 設置者、建物等の概要  
様式第3号 駐車需要の充足等  
様式第4号 騒音の発生に係る事項  
様式第5号 廃棄物に係る事項等  
様式第6号 街並みづくり等への配慮等  
様式第7号 軽微変更申出書  
様式第8号 説明会開催計画書  
様式第9号 県公報登載依頼書  
様式第10号 掲示による説明会申出書

様式第11号 説明会開催不能申出書  
様式第12号 説明会等実施状況報告書  
様式第13号 意見書  
様式第14号 意見書  
様式第15号 変更届出遅延理由書  
様式第16号 取下げ書  
様式第17号 報告書

